

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

平成 15 年 12 月 26 日
条例第 58 号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行手数料)

第 2 条 知事は、法第 34 条第 4 項の発行手数料(以下「発行手数料」という。)を指定認証機関(同条第 1 項の指定認証機関であって、知事が同項の認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。)の収入として収受させるものとする。

2 発行手数料の額は、指定認証機関が行う法第 3 条第 6 項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、指定認証機関が定める。

(情報提供手数料)

第 3 条 知事は、法第 34 条第 5 項の情報提供手数料(以下「情報提供手数料」という。)を指定認証機関に徴収させ、その収入として収受させるものとする。

2 情報提供手数料の額は、次の各号に掲げる情報提供手数料の区分に応じ、当該各号に定める費用を基礎として、指定認証機関が定める。

(1) 法第 18 条第 1 項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に係る手数料
指定認証機関が行う同項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用

(2) 法第 18 条第 2 項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料
指定認証機関が行う同項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。